

# 社会福祉法人 野の花学園定款

## 第1章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

一 第一種社会福祉事業

- ①障害者支援施設 第一野の花学園の経営
- ②障害者支援施設 第二野の花学園の経営

二 第二種社会福祉事業

- ①障害福祉サービス事業の経営
- ②相談支援事業の経営
- ③移動支援事業の経営
- ④障害児通所支援事業の経営

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人野の花学園という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の主たる事務所を、福岡県福岡市西区今津4820番地2に置く。  
二 この法人の従たる事務所を、福岡県大野城市下大利三丁目9番1号に置く。

## 第2章 役員及び職員

(役員の数)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

- 一 理 事 9名
  - 二 監 事 2名
- 2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。
- 3 理事長は、この法人を代表する。
- 4 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに2名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

#### (役員を選任等)

第7条 理事は、評議員会において選任し、理事長が委嘱する。

- 2 監事は、評議員会において選任する。
- 3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

#### (役員報酬等)

第8条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### (理事会)

第9条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
- 3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。
- 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

#### (理事長の職務の代理)

第10条 理事長に事故あるとき、又は欠けたとき、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

- 2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

#### (監事による監査)

第11条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び福岡市長に報告するものとする。
- 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

(会長・顧問)

第12条 この法人に会長1名、顧問若干名を置くことができる。

- 2 会長・顧問は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- 3 会長・顧問は、重要な業務について理事長の諮問に応える。

(職員)

第13条 この法人に、職員若干名を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
- 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

### 第3章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第14条 評議員会は、19名の評議員をもって組織する。

- 2 評議員会は、理事の定数の二倍を超える数の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会に議長を置く。
- 6 議長は、その都度評議員の互選で定める。
- 7 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 8 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 9 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
- 10 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
- 11 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(評議員会の権限)

第15条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
  - 二 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
  - 三 定款の変更
  - 四 合併
  - 五 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
  - 六 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
  - 七 その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項
- 2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。
  - 3 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況につい

て、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第16条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。  
2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が2名を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

第17条 評議員の任期は、二年とする。但し、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。  
2 評議員は、再選されることができる。

## 第4章 資産及び会計

(資産の区分)

第18条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産、公益事業用財産の3種とする。  
2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

一 建 物

- ①【所 在】 福岡市西区今津字長浜 4820番地2  
【家屋番号】 4820番2  
【種 類】 寄宿舍  
【構 造】 コンクリートブロック造陸屋根・スレート葺2階建  
【床面積】 1階 291㎡02 2階 118㎡89  
【登記日付】 平成14年 5月20日
- ②【所 在】 福岡市西区今津字長浜 4820番地2  
【家屋番号】 4820番2の2  
【種 類】 作業室  
【構 造】 鉄骨・コンクリートブロック造スレート葺2階建  
【床面積】 1階 282㎡94 2階 189㎡96  
【登記日付】 平成13年10月 2日
- ③【所 在】 福岡市西区今津字長浜 4820番地2  
【家屋番号】 4820番2の3  
【種 類】 体育館  
【構 造】 鉄骨造スレート葺2階建  
【床面積】 1階 130㎡61 2階 130㎡61  
【登記日付】 平成10年 1月22日
- ④【所 在】 福岡市西区今津字長浜 4820番地2  
【家屋番号】 4820番2の4  
【種 類】 作業所  
【構 造】 鉄骨造スレート葺2階建  
【床面積】 1階 279㎡80 2階 252㎡00  
【登記日付】 平成13年10月 2日
- ⑤【所 在】 福岡市西区今津字長浜 4820番地2  
【家屋番号】 4820番2の5  
【種 類】 知的障害者更生施設

- 【構造】** 鉄筋コンクリート造アルミニューム板葺・陸屋根2階建  
**【床面積】** 1階 1667㎡56 2階 641㎡24  
**【登記日付】** 平成13年10月 2日
- ⑥ **【所在】** 福岡市西区今津字長浜 4820番地2  
**【家屋番号】** 4820番2の6  
**【種類】** 寄宿舎  
**【構造】** 鉄筋コンクリート造ルーフィング葺2階建  
**【床面積】** 1階 457㎡50 2階 292㎡11  
**【登記日付】** 平成14年 5月20日
- ⑦ **【所在】** 朝倉郡筑前町三箇山字熊ヶ椎 1164番地24  
**【家屋番号】** 1164番24の1  
**【種類】** 作業室  
**【構造】** コンクリートブロック造鉄板葺平家建  
**【床面積】** 66㎡00  
**【登記日付】** 平成15年12月10日
- ⑧ **【所在】** 朝倉郡筑前町三箇山字熊ヶ椎 1164番地24  
**【家屋番号】** 1164番24  
**【種類】** 作業室  
**【構造】** コンクリートブロック造陸屋根・スレート葺地下1階付平家建  
**【床面積】** 1階 121㎡10 地下1階 114㎡80  
**【登記日付】** 平成15年12月10日
- ⑨ **【所在】** 朝倉郡筑前町三箇山字熊ヶ椎 1164番地24  
**【家屋番号】** 1164番24の5  
**【種類】** 宿舎  
**【構造】** 木造セメント瓦葺平家建  
**【床面積】** 82㎡81  
**【登記日付】** 平成15年12月10日
- ⑩ **【所在】** 朝倉郡筑前町三箇山字熊ヶ椎 1164番地24  
**【家屋番号】** 1164番24の6  
**【種類】** 洗濯室・倉庫  
**【構造】** 鉄骨造スレート葺平家建  
**【床面積】** 68㎡50  
**【登記日付】** 平成15年12月10日
- ⑪ **【所在】** 朝倉郡筑前町三箇山字藤原 1147番地1  
**【家屋番号】** 1147番1  
**【種類】** 車庫  
**【構造】** 鉄骨造亜鉛メッキ銅板葺平家建  
**【床面積】** 93㎡65  
**【登記日付】** 平成14年 6月 5日
- ⑫ **【所在】** 朝倉郡筑前町三箇山字藤原 1147番地1  
**【家屋番号】** 1147番1の2  
**【種類】** 指導訓練室  
**【構造】** 鉄骨造スレート葺平家建  
**【床面積】** 72㎡00  
**【登記日付】** 平成14年 6月 5日
- ⑬ **【所在】** 朝倉郡筑前町三箇山字藤原 1147番地2 1147番地1  
**【家屋番号】** 1147番2

- 【種類】 知的障害者更生施設  
 【構造】 鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平家建  
 【床面積】 2, 759㎡14  
 【登記日付】 平成16年10月14日  
 ⑭【所在】 朝倉郡筑前町三箇山字藤原 1147番地2 1147番地1  
 【家屋番号】 1147番2の1  
 【種類】 ポンプ室  
 【構造】 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建  
 【床面積】 10㎡00  
 【登記日付】 平成15年12月10日  
 ⑮【所在】 朝倉郡筑前町三箇山字藤原 1147番地1  
 【家屋番号】 1147番1  
 【種類】 作業室  
 【構造】 鉄骨造スレート葺平家建  
 【床面積】 102㎡00  
 【登記日付】 平成17年 8月 2日  
 ⑯【所在】 朝倉郡筑前町三箇山字藤原 1147番地1  
 【家屋番号】 1147番1の2  
 【種類】 作業室  
 【構造】 鉄骨造合金メッキ鋼鉄ぶき平屋建  
 【床面積】 80.80㎡00  
 【登記日付】 平成20年10月 9日  
 ⑰【所在】 大野城市下大利三丁目 41番地10  
 【家屋番号】 41番10  
 【種類】 障害者支援施設  
 【構造】 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建  
 【床面積】 1階184.27㎡ 2階169.79㎡  
 【登記日付】 平成25年4月15日

## 二 土 地

- ①【所在】 福岡市西区今津長浜  
 【地番】 4820番2  
 【地目】 宅地  
 【地積】 8,937㎡36  
 【登記日付】 平成17年 3月 4日  
 ②【所在】 筑前町三箇山字熊ヶ椎  
 【地番】 1164番3  
 【地目】 原野  
 【地積】 11,454㎡  
 【登記日付】 平成14年 6月 5日  
 ③【所在】 筑前町三箇山字熊ヶ椎  
 【地番】 1164番21  
 【地目】 原野  
 【地積】 1,983㎡  
 【登記日付】 平成14年 6月 5日  
 ④【所在】 筑前町三箇山字熊ヶ椎  
 【地番】 1164番22

- 【地目】 原野  
【地積】 699㎡  
【登記日付】 平成14年 6月 5日
- ⑤ 【所在】 筑前町三箇山字熊ヶ椎  
【地番】 1164番24  
【地目】 宅地  
【地積】 14, 917㎡36  
【登記日付】 平成14年 6月 5日
- ⑥ 【所在】 筑前町三箇山字熊ヶ椎  
【地番】 1164番25  
【地目】 原野  
【地積】 3, 507㎡  
【登記日付】 平成14年 6月 5日
- ⑦ 【所在】 筑前町三箇山字熊ヶ椎  
【地番】 1162番2  
【地目】 宅地  
【地積】 7, 518㎡93  
【登記日付】 平成14年 6月 5日
- ⑧ 【所在】 筑前町三箇山字藤原  
【地番】 1147番1  
【地目】 宅地  
【地積】 12, 113㎡31  
【登記日付】 平成14年 6月 5日
- ⑨ 【所在】 筑前町三箇山字藤原  
【地番】 1147番2  
【地目】 原野  
【地積】 23, 427㎡  
【登記日付】 平成14年 6月 5日
- ⑩ 【所在】 筑前町櫛木字吉ノ本  
【地番】 57番  
【地目】 原野  
【地積】 14, 052㎡  
【登記日付】 平成14年 6月 5日
- ⑪ 【所在】 筑前町櫛木字吉ノ本  
【地番】 59番1  
【地目】 原野  
【地積】 13, 286㎡  
【登記日付】 平成14年 6月 5日
- ⑫ 【所在】 筑前町櫛木字吉ノ本  
【地番】 59番4  
【地目】 山林  
【地積】 4, 716㎡  
【登記日付】 平成14年 6月 5日
- ⑬ 【所在】 筑前町三箇山字藤原  
【地番】 1147番55  
【地目】 原野  
【地積】 61㎡

- 【登記日付】 平成15年 3月 5日
- ⑭【所 在】 福岡市西区今津字長浜  
【地 番】 4820番3  
【地 目】 雑種地  
【地 積】 1,270㎡
- 【登記日付】 平成17年 3月 4日
- ⑮【所 在】 福岡市西区今津字口戸  
【地 番】 1535番20  
【地 目】 畑  
【地 積】 929㎡
- 【登記日付】 平成18年7月18日
- ⑯【所 在】 大野城市下大利三丁目  
【地 番】 41番10  
【地 目】 宅地  
【地 積】 363.90㎡
- 【登記日付】 平成25年4月15日

### 三 その他

- ① 現金 5,000,000円
- 3 運用財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第23条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため必要な手続をとらなければならない。

#### (基本財産の処分)

第19条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、福岡市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、福岡市長の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保にする場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

#### (資産の管理)

第20条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し又は確実な有価証券に換えて、保管する。

#### (特別会計)

第21条 この法人は、特別会計を設けることができる。

#### (予 算)

第22条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

#### (決 算)

第23条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表、資金収支計算書及び事業活



動収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第24条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第25条 この法人の会計に関しては、法令等及び定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第26条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第5章 公益を目的とする事業

(種別)

第27条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- 一 地域生活総合支援センター「支援センター今津」の設置経営
- 二 地域生活総合支援センター「支援センター夜須」の設置経営
- 三 障害者雇用納付金関係助成金要領における「第1号職場適応援助者助成金」の支給対象事業（独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構）
- 四 蒙古塚公園の維持管理及び啓発事業
- 五 モンゴル国との友好訪問交流事業
- 六 生の松原特別支援学校放課後等支援事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第28条 前項の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

## 第6章 解散及び合併

(解散)

第29条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第30条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第31条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、福岡市長の認可を受けなければならない。

## 第7章 定款の変更

(定款の変更)

第32条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、福岡市長の認可（社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を福岡市長に届け出なければならない。

## 第8章 公告の方法 その他

(公告の方法)

第33条 この法人の公告は、社会福祉法人野の花学園の掲示場に掲示するとともに新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第34条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

### [附 則]

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なくこの定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	麻生太三郎	理事	待鳥喜久大
理事	山田 大助	理事	阿部 栄助
理事	石神 修	理事	大賀礼太郎
理事	中島 邦輔	理事	渡辺 功
理事	加藤 初栄	理事	檜原カツヨ
監事	橘 照雄	監事	三島 庄一

- 2 平成14年 5月23日改正
- 3 平成15年 2月28日改正
- 4 平成15年 5月30日改正
- 5 平成16年 2月24日改正
- 6 平成17年 9月15日改正
- 7 平成18年 9月29日改正
- 8 平成18年12月14日改正
- 9 平成19年 3月20日改正

- 10 平成19年 5月29日改正
- 11 平成19年 9月22日改正
- 12 平成20年12月17日改正
- 13 平成22年5月27日改正
- 14 平成25年5月29日改正
- 15 平成26年3月26日改正
- 16 平成26年11月27日改正
- 17 平成28年5月27日改正

# 社会福祉法人 野の花学園定款細則

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人野の花学園定款（以下「定款」という。）の第34条第1項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(理事長の専決事項)

第2条 定款第9条第1項に規定における「日常の業務として理事会が定めるもの」のうち、設備資金の借入に係わる契約であって予算の範囲内のものについては、理事長が専決する。

2 前項の場合において、理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決する。

(理事会の議決)

第3条 定款第9条第8項において、建設請負工事や物品納入等の契約を行おうとする業者の理事等に定款第5条に規定する理事が加わっている場合には、当該理事は特別の利害関係を有するとみなし、当該契約の入札価格の決定や業者選定等に係わる議事の議決には加わることができない。

(施設長への委任事項)

第4条 定款に規定するもののうち、次に掲げるものは施設長に委任し、施設長は理事長に報告する。

一 定款第9条第1項に規定における「日常の業務として理事会が定めるもの」のうち、次に掲げるもの

- (1) 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免
- (2) 施設職員の日常の労務管理、福利厚生に関すること
- (3) 債権の免除、効力の変更のうち当該処分が法人に有利であると認められるもの
- (4) 建設工事請負や物品納入等の契約のうち、次のような軽微なもの
  - ① 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
  - ② 施設設備の保守管理、物品の修理等
  - ③ 緊急を要する物品の購入等
- (5) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良のための支出並びにこれらの処分
- (6) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は破棄
- (7) 予算上の予備費の支出
- (8) 入所者、利用者の日常の支援に関すること
- (9) 入所者の預り金の日常の管理に関すること
- (10) 寄付金の受入れに関する決定
- (11) その他理事会及び評議員会で承認された事項に関すること

二 定款第13条第3項に規定する職員の任免における一般職員の選考と理事長への稟議。なお、任免に当たっては、施設長が施設職員として適当と判断する者を候補者の中から選考し、本部事務局で各施設長等が面接した者について理事長が任免する。

2 前項に規定するもののうち、施設長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事長が専決する。

3 第1項第一号の(4)及び第一項第一号(5)における取得等の範囲は、理事長が

専決する。

- 4 第1項第一号の(10)において、寄付金の募集に関する事項は、諸規程において定める契約担当者に委任されるものも含めて、理事会で決定する。

[附 則]

この細則は、平成10年10月 7日から実施施行（理事会決定）する。

この細則は、平成14年 5月23日に改正し、同日から施行する。

この細則は、平成15年 2月28日に改正し、同日から施行する。

この細則は、平成15年 5月30日に改正し、同日から施行する。

この細則は、平成15年11月25日に改正し、同日から施行する。

この細則は、平成16年 2月24日に改正し、同日から施行する。